

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

平成 2 9 年第 2 回 岬町 議会 臨時会

第 1 日 会議録

平成29年第2回(10月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成29年10月27日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	教育次長 竹下雅樹
副町長 中口守可	水道事業理事 鶴久森敦
副町長 松田康博	都市整備部理事 早野清隆
教育長 笠間光弘	都市整備部理事 家永淳
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長 保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事 佐藤博昭
総務部長 西啓介	しあわせ創造部 理 事 波戸元雅一
財政改革部長 四至本直秀	危機管理監 兼危機管理担当課長 川端慎也
しあわせ創造部長 古橋重和	まちづくり戦略室 人事担当課長 廣田尚司
都市整備部長 木下研一	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成29年10月27日(1日)

○会議録署名議員

9番 奥野学 10番 出口実

## 議事日程

- |      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第2 |        | 会期の決定                               |
| 日程第3 | 議案第61号 | 専決処分の承認を求める件（平成29年度岬町一般会計補正予算（第4次）） |
| 日程第4 | 議案第62号 | 専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）  |
| 日程第5 | 議案第63号 | 工事請負契約締結の件（平成29年度町道海岸連絡線整備工事）       |
| 日程第6 | 議案第64号 | 工事請負契約締結の件（岬中学校空調機設置工事）             |
| 日程第7 | 議案第65号 | 工事請負契約締結の件（淡輪小学校空調機設置工事）            |

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。竹原議員がまだのようでございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。9番奥野 学君、10番出口 実君、以上の2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月27日の1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日10月27日の1日間と決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を兼ね所信表明をいたしたい旨の申し出がございましたので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成29年第2回臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げるとともに、3期目の就任に当たり所信の一端を述べさせていただきます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

先週末から日本列島を駆け抜けた台風21号は各地に大きな被害をもたらしました。この台風で亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本町では土砂災害の恐れや河川の増水が著しかった多奈川地区において早い段階から避難指示を発令し、住民の皆様の安全確保に努めてまいりました。

避難に当たりましては、自治区長様、消防団員の皆様ほか多くの皆様にご協力をいただき深く感謝申し上げる次第でございます。

また、議員の皆様におかれましては、いち早く災害対策本部に駆けつけていただき、厚く御礼を申し上げます。

町内では幸いにも大きな被害は発生しませんでした。大雨の影響で南海本線男里川鉄橋の橋脚が傾き、現在も電車の運行ができず、住民の日常生活に大きな支障が生じております。

そこで、一昨日、東京出張の際、国土交通省鉄道局に対し支援を要望するとともに、昨日には、南海電気鉄道に対し早期復旧と円滑な代替運送の確保について強く要望いたしました。早期の復旧に向け、今後も町として必要な協力を実施してまいります。

さて、臨時会の開催に際し貴重なお時間をいただき、私の町政運営に関する所信を明らかにする機会をいただきましたことに対し、議長初め議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして無投票により3期目の当選をさせていただき、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

住民の皆様にお寄せいただいた期待と信頼の重さに改めて身の引き締まる思いでございますが、この8年間の成果、実績におごることなく、より一層岬町のために身を尽くし、住民の皆様の豊かな未来を創造できるよう町政運営に取り組んでまいりたいと決意も新たに致しております。

町長に就任させていただいた8年前、私は温かみのある町政を進めること、財政を立て直すこと、まちの未来を創造すること、この3つを基本理念として緊急課題である行財政改革、安全・安心のまちづくり、企業誘致など、まちの活性化、子育て、教育環境の充実に積極的に取り組むことを表明させていただきました。

その結果、多奈川地区多目的公園への企業誘致、多奈川保育所の小学校への併設、乳幼児医療費の拡充による子育て支援の充実、家庭系ごみ無料化や小型不燃ごみの無料定期収集の実施、固定資産税の超過税率の見直しなど、一定の成果を残すことができました。

また、2期目におきましては、1期目の基本理念を引き継ぎつつ、日本一温かみのあるまちを目指し、まちの価値を高め、住民の皆様の暮らしの質を高めるためにさまざまな施策を実施してまいりました。

とりわけ財政の健全化におきましては、平成21年度に策定した公債費負担適正化計画を計画期間より2年前倒しで達成することができました。

実質公債費比率は依然高い水準ではあるものの、財政状況が安定したことにより固定資産税の超過税率のさらなる引き下げを実施し、住民の皆様の負担軽減に努めることができました。

また、地方創生事業の要となる岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や乳幼児医療費助成につきましては所得に制限されることなく、入院・通院とも中学校卒業年度まで拡充し、子育て支援施策の一層の充実を図りました。

さらには、新教育委員会制度による総合教育会議の主催、深日保育所の深日小学校への併設、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託、みなとオアシスみさきの本登録に伴う深日港観光案内所「さんぼるた」の開設、第二阪和国道が和歌山市まで全線供用開始したタイミングに合わせた町内で2つ目となる道の駅「みさき夢灯台」の開駅、これによる交流人口のさらなる拡大、安全なまちづくりのための自主防災組織への補助金制度の導入など、多くの分野に渡って成果を残すことができたのではないかと自負しております。

これらの成果を残すことができたのも、一重に町議会、町職員、そして何よりも住民の皆様のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

3期目の行政運営に当たりましては、これまでの基本理念を引き継ぎながら、豊かな未来に向け住民の皆様が岬町に生まれてよかった、住んでよかった、これからも住みたいと言っていただけるよう、引き続き温かみのある町政運営に努めてまいります。

それでは、今期の私の町政運営方針について、岬町総合計画の6つの基本施策に基づき説明させていただきます。

まず、「みんなで進めるまちづくり」の一つ、行財政改革につきましては、岬町行財政第3次集中改革プランを着実に実施するとともに、固定資産税の超過税率残り0.1%についても廃止に向け検討を進めてまいります。

また、引き続き地方創生に取り組み、国や大阪府など関係機関へのトップセールスを通じて雇用の促進と財源の確保に努め、無駄のないスリムな行政と住民協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、「一人ひとりの“子どもが”“親が”輝き、文化を育むまちづくり」におきましては、第2子以降の保育料の無償化、各小学校のトイレの改修など、子育て支援、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、高齢者、障がい者の方々が安心して生活できるよう、地域福祉計画等の着実な推進を図り、誰もが

心豊かに暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、「新たな活力の創造と心うるおう観光のまちづくり」におきましては、岬町の豊かな自然を活用した森林公園や農業公園の整備、豊富な漁業資源をさらに充実させるため漁礁の設置など、農林漁業の振興のほか、本町の特性を活かした地域産業の充実に努めてまいります。

また、みなとオアシスみさきを活用し、さらなる観光振興に取り組んでまいります。

特に、私が提唱する大阪湾南回り観光ルートの構築につきましては、本年実施した旅客船社会実験運航により新たな段階に入ったと考えております。

今後は、社会実験の検証結果を踏まえ、より具体的な課題の解決に努め、深日航路再生に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」におきましては、住民の安心・安全のため、危機管理体制を強化してまいります。

特に、災害時に重要な情報伝達手段となる防災行政無線につきましては、庁舎老朽化のため、坊の山へ移設を実施するとともに備蓄倉庫、自家発電機などの移設も併せて行い、災害に強いまちづくりに取り組みます。

最後に、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。

長年の悲願であった第二阪和国道が本年4月に全線開通したことに加え、10月には孝子ランプの供用が開始されました。

これにより、慢性的に発生していた渋滞が解消され、町内の交通インフラは格段に向上いたしました。暫定2車線での開通であるため、4車線化実現に向けて要望活動を実施し、さらなる交通アクセスの向上に努めてまいります。

また、地域住民の防災道路として町道海岸連絡線の整備を進めるほか、町内道路の整備に努めてまいります。

以上、今期における私の町政運営の所信の一端を述べさせていただきました。

ただいま申し上げました方針に基づく個々の施策等につきましては、来る平成30年3月定例会で町政運営方針として述べさせていただきますので、今後とも、議員の皆様、住民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます議案は、平成29年度岬町一般会計補正予算（第4次）など専決処分の承認を求める件2件、工事請負契約締結の件3件の5議案でございます。どうかよろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第61号「専決処分の承認を求める件（平成29年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第3、議案第61号、専決処分の承認を求める件（平成29年度岬町一般会計補正予算（第4次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙執行に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,275万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,449万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

府支出金といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金1,275万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、衆議院議員選挙費1,275万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、選挙執行に必要な投票管理者報酬や選挙事務従事者手当などに係る人件費に加えまして、投票所入場整理券の発送に伴う通信運搬費やポスター掲示場設置などに係る経費を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、今、竹原議員が出席しましたので報告させていただきます。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより議案第61号「専決処分の承認を求める件（平成29年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第62号「専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第4、議案第62号、専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）につきまして、ご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分理由といたしましては、特別職の給与について行財政改革のさらなる推進を図るため、特別職の職員の給与に関する条例の一部に所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

特別職の職員の給与減額につきましては、平成29年10月8日まで15%の減額を行ってまいりましたが、現行条例上、減額期間が平成29年10月8日までとなっております。

現在、第3期集中改革プランにより行財政の改革を実施していることから、切れ目なくさらなる行財政の改革を推進するため、平成29年10月9日から平成33年10月8日まで引き続き15%の減額を行うものでございます。

それでは、専決処分書の次のページ及び裏面の新旧対照表をごらんください。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年10月9日」を「平成29年10月9日」に、「平成29年10月8日」を「平成33年10月8日」に改める。

附則として、この条例は平成29年10月9日から施行したものでございます。

以上が、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第62号「専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）」を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第63号「工事請負契約締結の件（平成29年度町道海岸連絡線整備工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第63号、工事請負契約締結の件（平成29年度町道海岸連絡線整備工事）につきまして、内容をご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成29年度町道海岸連絡線整備工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の

議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成29年度町道海岸連絡線整備工事。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、3,661万2,000円。うち消費税及び地方消費税の額は271万2,000円であります。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1。

株式会社松建興業 代表取締役 松尾敏生でございます。

次に、議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果（経過）調書をごらんください。

工期は議会の議決日から平成30年3月20日までで、入札予定価格は税抜きで5,470万円となっております。

本町の規定により、予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用することとなり、調査基準価格は税抜きで4,406万7,000円となっております。

入札年月日は平成29年10月11日でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり15社で、辞退者が6社あり、9社が応札いたしました。

入札の結果でございますが、調査基準価格を下回る額で応札した業者が2社ございました。

入札結果を踏まえ、調査基準価格を下回った業者のうち、最も価格の低い業者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算の内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、10月13日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を10月16日に開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかについて業者からの提出資料などから調査を行いました。

調査の結果、当該入札価格により契約内容に適合した履行が確保されることが確認されましたので、当該業者を落札業者として決定し、工事請負に係る仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の61.97%となっております。

工事概要につきましては、2ページ以降をご参照ください。

工事箇所につきましては、3ページに示しております町道海岸連絡線整備事業計画範囲のうち、南海本線と府道752号、和歌山阪南線の間延長240メートルの道路整

備工事を行うものでございます。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 この入札の経緯について、今、西部長からいろいろ説明いただいたんですけども、何せ素人の私ですので、全部理解するということができませんので、私なりにちょっと教えていただきたいんですね。

15社中6社が辞退と、6社が辞退するということがどういう理由で辞退したか、その業者にお聞きせんとわかりませんが、これはお聞きするのは不可能でございますので、6社も辞退されて、その中で入札予定価格と調査基準価格、先ほど説明いただいたんですけども、もう一度、入札予定価格とはどういうことか。それで、調査基準価格とはどういうものであるか。そして、入札の関係部会で調査、確認したところ、今回は有効やと、そういう3点について最後の3点目、なぜ部会で確認して、これは有効やという根拠ということをお教えいただきたい。

これは、数日前、匿名で私のところに電話が入って、どうなってるんやと、こう言われたので、私はこういう関係は専門家じゃないので、今度、臨時議会にそういうことがあった場合、あなたがおっしゃるとおりお聞きしますと、そういうことを答弁してますので、私が聞いているんじゃないかと、ある住民と、匿名からの電話であろうと議員としてお聞きするのが本分でございますので、その3点について、西部長、悪いですけど、ご説明願えますか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

本町の場合、予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用することとなっております。

この低入札価格調査制度といいますのは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づきまして、工事または製造その他についての請負契約の入札においてあらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札したものがあつた場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で当該契約の内容に適合した履行されるかどうかを決定する制度でございます。

ご質問いただきました予定価格というのは、入札に付する場合に、その金額を決定す

る基準としてあらかじめ作成した見込みの価格でございまして、落札額はまずこの予定価格を下回ることが条件となっております。

次に、低入札価格の調査基準価格につきましては、国から一定の算定方法が示されておりまして、それに基づいて算定している額でございまして、この額を下回る場合に低入札調査制度を実施するという事としております。

今回、低入札調査価格を下回った業者が2社ございまして、最低価格である業者から内容の聴取を行いました。

業者のほうからは、積算書なりを提出させまして、その内容について担当のほうで確認をさせていただいております。

積算書の中では、直接工事に係る直接工事費については町の設計額との大きな乖離はございませんでした。ただ、共通仮設費、現場管理費等、この部分が設計額から下回っているという状況でございます。

この業者は、工事現場に隣接する場所に会社、事務所を持ってございまして、重機とか機械、それから現場事務所等、効率的に運用できるということから、これらの間接経費を抑制することができるということが大きな理由となっておったものでございまして、その内容から判断して工事は適切に行われるという結果に至りまして、低入札価格の調査委員会のほうでは問題がないという判断をさせていただいたものでございます。

また、念のため、人件費につきましては、削減しないという旨の確認を行ったこともあわせて申し添えさせていただきます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま説明いただきましたんですけども、もう1点だけ確認したいのは、調査委員会部会のメンバー構成ですね、どのような役職の方が調査部会に参入して、どのように本件について精査したか、何名でされたか、この点についてお伺いしたいのと、先ほど、この業者は工事現場に近いところに事務所を設けていると、それは業者の事情であって、近かろうと遠かろうと何らこの工事には関係ないと私は思うんですけど。

過去、町道西畑線でも入札の経緯で金額が半額以下ぐらいに落とされた業者があるわけですね。

このときに理由として、この業者はあらゆる重機を所有して、かなり有利な立場にあったということで、数億円の入札の部分が半額以下ぐらいの入札をされて工事をされた。それはありがたい話ですね、町としたら。

しかし、先ほどおっしゃったとおり、地方自治法第176条の10の第1項の部分について、国とか府とかの指導については何ら問題はないとおっしゃるけども、しかし、

工事完了の後に完了検査とか、また違った角度で監査をしたら、建物、上でしたら見えるんですけども、地下に埋没した工事というのは大変監査もしにくいし、本来、町が希望する工事内容をしてくれたのかということも今後考えられますので、その点について、私、疑義を感じとったんですけども、ただ、今日は漠然と賛成しますというわけにいきませんので、私も私なりにお電話いただいて、こういう質問をさせていただいた上、納得して本件について参画して賛否を決めたいと、かように思いますので、この業者については何ら私は因果関係もございませんし、業者についても知り得ることでもないし、この入札結果の賛否について参画するだけであって何ら意図はございませんので、部長のご答弁をお聞きしたわけです。

ということで、これだけのことを聞いておいて、次の議案の賛否について私なりに判断して賛成、反対の意思表示をしたいと、かように思いますので、あくまでこの質問は何ら意図はございませんので誤解せんように一つ申し上げておきます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、低入札価格の場合の対応でございますが、低入札部会での審査、そして、その審査結果を踏まえて低入札委員会におきまして最終的な確認を行うという二つの段階を踏ませていただいております。

この部会につきましては、当然、内容が技術的な確認ということが主となってまいりますので、当町の技術担当課の課長、係長で構成する部会となっております。

ちょっと人数については、今、手元にないのではっきりとした数字は言えないんですけども、当町の技術担当の課長、係長での部会となっております。

委員会につきましては、各担当部長のほうで構成する委員会となっております、委員長については副町長が委員長となっております。

この低入札価格のご心配の手抜き工事という点でございますけれども、工事の施工に当たりましては、当然、技術担当の職員が施工監理を十分行うということはもちろんでございます。

過去にも、この低入札になる物件というのは近年多い状況にございまして、議員もご指摘のように、そういう手抜きがないかというのを我々は十分気を使って監理をしているところでございます。

現時点におきましては、過去、低入札になった案件につきまして、手抜き工事が起こったという事例はございませんので、今回につきましても町内の業者でございますので、しっかりと監理監督して適切な工事施工に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど、田島議員のほうから質問があった件で、事前の辞退が15社中6社ということで、これは4割に当たるわけですけれども、この辞退された会社、それぞれから何か事情は聞いているかという質問もあったと思うんですが、そのことについての答弁があったのかな。あったんだったらごめんなさい、ちょっと私聞き逃していたと思いますけれど。私もその点について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、この入札結果経過調書なんですけど、私、議会に入札案件がかかる場合は、役場1階の情報公開コーナーでも内容については事前に確認をさせていただきます。

それで、今回についても確認をさせていただいたんですが、この入札結果経過調書については本日、提案をされている案件3件についてまだ資料が差し入れられていなかったんです。

それで、入札自体は10月11日に実施ということで、昨日確認させていただいたところ、まだ資料の整備がなされていなかったということで、ぜひとも、こういった議会に諮っていただくに当たっては一般の方にも公開をいただくということは前提にさせていただきたいと思うんですが、いろんな事情がおありでしょうから、おくれているということもあるのかもしれませんが、一般的には入札が終わってどれぐらいの時期に一般公開をなさる段取りで事務を進めておられるのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の入札の辞退の理由でございますが、これについては個別に事情のほうの確認は行ってございません。

指名競争入札の場合、指名通知の時点で初めてその工事に参加できることが明らかになりますので、業者によりましてはちょうど繁忙期で仕事が受けられないとか、それから、事前に公表された予定価格で採算が合うかどうか、それらを含めて事業者ごとに個々事情があるかと思えます。

その内容等については国等も確認しなさいというようなことではございませんので、町のほうでも特に辞退理由の確認は行ってございません。

2点目の、情報公開の件でございますけれども、基本的に情報公開しておりますのは契約が成立してから公表させていただいてございます。

今回は、現在、仮契約でございますので、本日議会の議決を経ることによって本契約と

なりますので、本契約として成立すれば直ちに情報公開のほうで公開させていただきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号「工事請負契約締結の件（平成29年度町道海岸連絡線整備工事）」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第6、議案第64号「工事請負契約締結の件（岬中学校空調機設置工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第64号、工事請負契約締結の件（岬中学校空調機設置工事）につきまして、内容をご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬中学校空調機設置工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、岬中学校空調機設置工事。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、6,517万8,000円。うち消費税及び地方消費税の額は482万8,000円であります。

契約の相手方は大阪府岸和田市尾生町3146番地

宝電設工業株式会社 代表取締役 原 一男でございます。

次に、議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果（経過）調書をごらんください。

工期は議会の議決日から平成30年3月23日までで、入札予定価格は税抜きで7,636万円となっております。

本町の規定により、予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用することとなり、調査基準価格は税抜きで6,521万6,000円となっております。

入札年月日は平成29年10月11日でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり10社で、辞退者が4社あり、6社が応札いたしました。

入札の結果でございますが、調査基準価格を下回る額で応札した業者が2社ございました。

入札結果を踏まえ、調査基準価格を下回った業者のうち、最も価格の低い業者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、10月13日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を10月16日に開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかについて業者からの提出資料などから調査を行いました。

調査の結果、当該入札価格により契約内容に適合した履行が確保されることが確認されましたので、当該業者を落札業者として決定し、工事請負に係る仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の79.03%となっております。

工事概要につきましては、2ページ以降をご参照ください。

なお、3ページと4ページの校舎図面の黒枠で囲んだ29教室等に空調機47台を取りつけるための電気設備工事等を行うものでございます。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一つ確認させていただきたいと思います。

この金額等々につきましては十分理解いたしました。この工事というのが学業を行われている期間に行われるのかなと思っております。その辺、工事を行う業者と学校のほうときちっと連絡が取れて協議ができて、学業、受験シーズンですので、迷惑にならない

いように仕事ができるのかどうか、その1点だけ答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、どうしても学業に対する影響というところが出てまいりますので、先ほど議員もおっしゃられておられましたけれども、基本的に学校側と調整し、できるだけ授業への影響がないように工事を進めてまいりたいと思います。

業者等も含めて、今後協議をして進めていくこととなりますが、授業に支障がない工事を行うとなりましたら、音の問題とかが一番大きいと思うんですけれど、そういう部分につきましては、授業後であるとか、休日等も考えて施工してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 すみません、答えてもらうのは教育委員会かなと思ってたんですけども教育委員会の見解というのでも聞かせていただけませんかやろか。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えさせていただきます。

先ほどと同じような答弁になるんですけども、どうしても工期の関係上、平日にも工事を行う必要があると聞いております。

学校にも一定の協力をしてもらわなければならないこともあろうかと考えてますけども、いろいろ学校側にも提案なりをいただいて、できる限り授業等へ影響のないように工夫、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の中学校の空調機の設置が完了すると、子どもたちや教職員の方々が利用している全ての教室への設置が完了すると考えていいのかどうか。

これは以前も確認させていただいたんですが、念のため、お尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど低入札制度に基づいて適合と判断したという報告がありましたが、その適合性についての主な理由について簡潔にお答えをいただきたいと思います。

それから、今回はこの事業については落札者が契約の相手方ということで、岸和田市ということがご報告されました。

これは、地元業者でできれば受けていただきたいなという思いがあったんですが、これは入札ですので一概にそこは単純にいかないところだとも思いますけれども、地元業者への発注ということについての努力がなされたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、最後に、資料として中学校の図面をつけていただいているんですが、この図面の中で四角に囲まれて数字が入っているところがあるんですが、例えば3ページの右上の武道室でありますと、17番と入っております、これは何を指すものか、参考までにお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうからは、2点目の低入札の主な内容等の理由と、それから、3点目の地元での努力という2点、まず、先にお答えさせていただきたいと思います。

今回の業者から提出を受けました資料に基づき、内容を審査したところ、直接工事費につきましては、町の設計額を下回っているものの、電気工事、空調工事を施工できる職人を自社で多く抱えていること。それと、空調機の実績を多数持つておくことから、市場価格よりも安価に機材の購入が行われることなどから経費を抑えることができるという内容になってございまして、取りつけ実績、それから資材の購入先からの見積もり等、確認したところ、適切な積算がなされているという判断を行ったものでございます。

3点目の地元の問題でございますけれども、岬町の建設工事等指名審査要綱におきましては、発注金額に応じて指名業者数を定めてございます。発注金額が5,000万円以上1億円未満の場合は9社以上を指名するという事となっております。

今回は、設計金額の中で一番ウエートを占めておりますのが電気工事ということから、電気工事を工種として選定して競争入札を実施させていただいております。

町内の電気工事の登録業者4社でございますので、これでは9社に至りませんので、本町の指名のルールによりまして指名範囲を岸和田以南の登録業者に拡大いたしました。

その岸和田以南で町内の事業所よりも格付ランクの高い4社を加えたんですが、これでも8社ということで9社以上にならないということから、範囲をさらに堺市以南の登録業者に加えて該当する2社を加え、10社を今回指名させていただいたものでございます。

なお、入札に当たりましては、入札の注意事項の中で町内業者の利活用についてというただし書きを設けておまして、町内経済の活性化及び町内業者の育成、振興を図る観点から施工に必要な建設資材の購入や借り入れ、施工に際して下請発注する場合はできる限り町内業者の利活用を努めることを明記するとともに、契約事業者に対してはできるだけ地元業者を活用するように求めているところでございます。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

まず、今回の工事によって全ての教室にエアコンがつくのかということでございます

が、資料の3ページを見ていただきたいと思います。

今回の整備する教室につきましては、この黒枠で囲ったところでございます。

基本的に、教室にはエアコンがついてませんでしたので、例えば1階のほうを見ていただきますと右側、第1美術室には今回つけます。

第2美術室については、今回はエアコンは設置されないということで、これにつきましては学校と協議いたしまして、真に必要な教室に今回つけるという内容でございます。

それから、あと、この図面での四角で囲んだ数字なんですけども、これは今回の工事等には全く関係ありません。教室の整理番号的なものということでご理解いただければと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 地元業者への発注の問題で重ねてお聞きをいたします。

いろいろな努力をされてきたということが先ほどの答弁ではうかがい知ることができたわけですが、例えば分割発注というような格好で町内業者を指名するというようなことは困難であったのでしょうか。

今年度の3月議会の折にも、総務文教委員会の中で工事を分けてでも地元業者への発注をといた声も委員の中から上がっておりましてし、私もできれば地元の地域経済の活性化をとすることはこれまでも繰り返し述べてきたところでありますので、一つの学校ですから、早く工事を済ませようと思えば一つの事業発注ということにならざるを得ないのかもしれませんが、地元業者にとすることで工事を分けることで予定価格の引き下げが実現できたり、地域経済の活性化を金額としては一つひとつについては小さくなるかもしれませんが、あちこちで地域経済の活性化につなげると、それも岬町内ということとは難しかったのか、そのあたりについて、今後のこともありますので、分割した発注等については努力方向として困難があったのか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、もう1点お答えをいただいた、全ての教室への設置という問題についてですが、全てではないということはおかねてから理解をしておりますけれども、答弁の中で学校と協議をした上で真に必要な教室について今回設置をするんだというお言葉がありました。

学校の意向にも沿ってということでもありますので、今回はこの箇所への設置ということでもいいのかなとも思うんですけれども、真に必要なという言葉の中には、非常に複雑な意味が込められていることが多くて、利用はしているんだけど選択肢、どうしても財政的な問題もありますから、使ってるんだけど、どうしても切り捨てないといけな

いところが発生するということがあるのかなという不安視したりもするんです。

それで、これについては質問はしませんが、今後、また必要などところが発生したときには積極的に設置をお考えいただきたいなどこの場で求めておきたいと思います。

質問は1点です。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまの分割発注の問題につきまして答弁させていただきたいと思いません。

まず、分割発注して発注額が下がったとしても、指名競争入札をする場合には一定数の業者数を確保するというのをルールとして定めてございますので、町内の業者数だけではどうしても不足するということになります。

そういう例外的な措置というのはいろいろ問題もございまして、ルールに従って実施するとなれば、一定町外から業者を呼ぶ必要があるという状況でございまして。

それと、現場の問題といたしまして、複数の業者が現場に入るとするのは当然現場が混乱いたします。工期が非常に短い中で複数の業者が現場で錯綜するというのは、工事を混乱させる大きな要因となりますし、また、工事の単価もそれだけ高くなって町の財政負担が大きくなるというデメリットがあるということをご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 私から、ちょっと違った角度からお聞きしたいと思います。

今回、町長3期目に向けての町政運営、またすばらしいビジョンを描いてるなど、私なりに個人的に考えてるんですけど、やはり教育現場というのは快適な環境づくり、これは本当に大事なことです。

やはり、大切なかわいい子どもたちが快適な環境のもとで勉学に励むと、これまた大阪府下でも成績の順位にもつながると、これも期待してますので、やはり各自治体の中でイニシアチブを岬町長は取られたということについて、私は個人的にこの町長の教育現場の快適な環境づくりに評価をしているわけですね。

これは、この場をお借りして評価しておきます。

あと、次の議案で出てくるんですが、小学校34台、本件が中学校47台、81台の快適な環境づくりの整備をされていると思うんです。

ただ、ちょっと教育長にお尋ねしたいのは、従来、小中学校においても猛暑の中、汗だくで一生懸命勉学に励んでいた、そういう経緯があって、地球環境も大変変わってき

て猛暑で熱中症になったり、そういう機運がございます。これ、幼稚園も保育所も言えることですが、この部分について、81台分の空調関係入れていただいたということは本当にありがたい話でございます。

やはり、町政運営は義務的事業も大事ですが、この事業をするに当たって、やはり法的根拠がなかったら事業はできません。

今回の議案については十分法的根拠が備わっております。あと、そしたら環境づくりをして快適なまなびやで勉強できるとなったら、従来の夏休み制度というのは本来どこへいってしまうのかなということになって、毎日快適な勉学に励む環境ができれば夏休みは必要性があるのかなのか、それとも、何らかの夏休みというのをなくすのじゃなくして、また、なくすとすればどういうことをするか、これは本日の議決によったら環境づくりが前に進むわけですね。

ということで、現場の、町長の考えは考え、しかし、教育現場の長として教育長は今後、夏休みについてどのような運用をしようかな、恐らく検討されていると思います。

ですから、差し障りのない検討課題があれば、この場をお借りして教育長の考えをお聞きしたいなど、かように思いますので、どうですか、教育長。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。契約事項のことですけれども、簡単によろしくお願ひします。

○笠間教育長 今日的事件案件とちょっと違うかなと思うんですけれども、今、ご質問いただきました件につきましては、あくまで整備をすることが夏休みと直結でないと、バーターでないというようにやっていきたいと思ひます。

ただ、慎重に定例の教育委員会なり、もう既に頭出しはしております。ただ、しておりますけれども、エアコンをつけるから夏休みはこうだというのは、なかなかちょっと無理があるかなと思ひますので、他市町村の状況、特に泉南地区では既に夏休みを1週間縮められているところもござひます。全国的にもテレビでいろいろな、静岡県ですか、吉田町のほうが非常に2週間ぐらいの夏休みというようなことも出ております。

ただ、住民の方がいろんな意見があると思ひますので慎重に、そして、町長とも協議をしながら、総合教育会議を通じて、町長にも理解をいただかなあかんと、住民の方にも理解をいただかなあかんとということござひますので、現在では、定例教育委員会の中で若干議論をしているというような状況ござひます。

整備をされてから、またスタートしたいと、改めてスタートしたいと思ひます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 教育長にはちょっと答弁しにくい失礼な質問したんですけど。

しかし、町長はそういう町政運営について、やはり教育現場の快適な環境づくりと、そういう姿勢で臨んでくれているんです。

ということで、やはり、これからかわいい子どもたちの環境づくりを町長が旗振っているんですよ。

その、やはりアドバイザーとして教育長も今後この議案が通過して、事業が完了するとなれば、一つ町長にアドバイスなり、助言なり、いろいろ教育長、一つお願いしたいなど。教育長やったらできると思いますので、一つこの場をお借りして要望しておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「賛成」の声あり)

○道工晴久議長 今、賛成が挙がっておりますが、反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 では、ないようですので、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論させていただきます。

私、指摘させていただいて、都市整備部のほうでも教育委員会のほうでも工事による騒音の影響対策に影響が最小限になるように取り組むと答弁いただきました。

また、いろいろな質疑の中で、空調機が設置されることによって、今後、快適な住環境を確保される、このエアコン事業というのは岬中学校の歴史の中でも長年の夢でございました。

このエアコン、空調機の設置によって学力が伸びることが期待できるのかな、これらこのことを踏まえて賛成の討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第64号「工事請負契約締結の件（岬中学校空調機設置工事）」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第65号「工事請負契約締結の件（淡輪小学校空調機設置工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第65号、工事請負契約締結の件（淡輪小学校空調機設置工事）につきまして、内容をご説明いたします。

提案理由といたしましては、淡輪小学校空調機設置工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、淡輪小学校空調機設置工事。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、6,674万4,000円。うち消費税及び地方消費税の額は494万4,000円であります。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町淡輪4871番地

有限会社多賀井電機 代表取締役 多賀井栄一でございます。

次に、議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果（経過）調書をごらんください。

工期は議会の議決日から平成30年3月23日までで、入札予定価格は税抜きで7,416万円となっております。

本町の規定により、予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用することとなり、調査基準価格は税抜きで6,315万7,000円となっております。

入札年月日は平成29年10月11日でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり10社で、辞退者が5社あり、5社が応札いたしました。

入札の結果でございますが、調査基準価格を下回る額で応札した業者が1社ございました。

入札結果を踏まえ、調査基準価格を下回った業者から、当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、10月13日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を10月16日に開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかについて業者からの提出資料などから調査を行いました。

調査の結果、当該入札価格により契約内容に適合した履行が確保されることが確認されましたので、当該業者を落札業者として決定し、工事請負に係る仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の83.33%となっております。

工事概要につきましては、2ページ以降をご参照ください。

3ページに校舎図面をつけております。黒枠で囲んだ27教室等に空調機34台を取りつけるための電気設備工事等を行うものでございます。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 初めに、先ほどの中学校の空調機設置のときにも申しあげましたけれども、全ての教室への設置ということにはなりませんので、また、今後、必要に応じて新たに設置する必要が発生する教室等がありましたら、前向きにご検討いただきたい、このことはあらかじめ要望として申しあげておきたいと思っております。

それから、もう一つ要望を先に申しあげます。

恐らくこの工事についても、中学校のときと同じように実際の授業にはできるだけ差し障りのないようということと工事実施の努力をされると思っておりますので、その点についても十分な配慮と努力をいただきたいと申しあげておきたいと思っております。

質問ですが、先ほどもお聞きしました低入札価格調査制度に基づいて調査部会等を実施され、適合した工事が実施されると判断されたということでありましたので、その判断に至った主な理由を念のため確認させていただきます。

それから、この調書によりますと、番号7番の宝電設工業株式会社においては他の工事において最低価格のため辞退扱いと書かれておりまして、この辞退扱いということの意味合いを教えてくださいなと思っております。

事前辞退とか、当日、辞退することになったということなのか、そのあたりのことについてお聞きしたいと思っております。

先ほどの中学校の空調機の設置工事で落札された事業者ですので、2つ取るのは難しいということのかなとは推察するのですが、この辞退扱いという取り扱いの考え方についてお聞きをしたいと思っております。

それから、今回は議会に諮るべき案件としては中学校と淡輪小学校の空調機の設置工

事が提案されているわけですが、あと深日小学校と多奈川小学校の工事についてお聞きしておきたいと思います。

この2つの小学校についても今後入札を予定されているのか、工期等を考えた場合に非常にタイトな日程だなど思うんですけど、どのように工事の発注を行っていかれるお考えか。もう既に発注がお済みでしたら、その経過についてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 3点ご質問いただきました内容につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の低入札部会での判断理由でございますが、今回の業者につきましては直接工事費につきましては町の設計額を下回っておるものの、町の設計額との大きな乖離はございませんでした。

現場管理費とか一般管理費におきまして設計額を下回るという結果となっております。

この業者は、現場に隣接した場所に会社、事務所を有しておることから、機材の準備を含めまして効率的に事務所を活用することができるということから、これらの間接的な経費を抑えることができるというのが大きな理由ということから、内容等判断いたしまして適切な工事が確保できると判断したところでございます。

2点目の辞退扱いでございますけれども、本町では受注機会の公平性を勘案いたしまして、連続した受注や重複した受注を制限するため、工種が同一の工事につきましては町が入札により発注した工事を施工中の業者につきましては指名を行わない措置を取っております。

今回、岬中学校と淡輪小学校の空調機設置工事につきまして、工期の関係もあり、同時期に入札に付したことから、先に入札を実施いたしました岬中学校の最低価格者を淡輪小学校の入札の辞退扱いとすることをあらかじめ入札参加者にも同意を得まして今回辞退扱いとして取り扱ったものでございます。

3点目の、深日小学校と多奈川小学校の件でございますけれども、今回の空調機の工事に当たりましては、設計額の大きな物件から順次発注をかけさせていただいてございます。

深日小学校と多奈川小学校につきましても間もなく入札手続を進める予定をいたしております。

なお、この両校につきましては、予定価格が5,000万円以下となる見込みでございますので、議会の付託案件とはならないものとなっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、ご答弁いただいた中で、深日小学校と多奈川小学校の工事はこれから入札にかけるということでありましたけれども、その入札をかけて本契約というか、発注に至って、工期はなかなかタイトになってくるかなと思うんですが、そのあたりで工期におさまるといってお考えか、その見通しはあるかについて念のため確認したいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

年度内に工事が完了するように、現在進めてございます。

国費の関係もございますので、必ずその期間内に完了するように努力してまいります。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。奥野議員。

○奥野 学議員 1点だけ、先ほど中原議員も確認されておりましたのですが、深日小学校と多奈川小学校の入札がこれからだということになっておるようでございますが、入札が済み次第、参考資料として、この入札結果調書資料の提出をお願いしたいと考えるんですが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 資料の提出につきましては、議会から資料提出の要求があれば提出させていただきます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 では、済み次第、資料の提出をお願いいたします。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどの議案の中学校の空調設備工事の資料と今回の淡輪小学校の空調設備工事の内訳というか、資料をちょっと比べてたんですけれども、単純に、台数が中学校のほうが47台で、淡輪小学校の台数が34台ということなんですけど、それで金額を比べてみると、入札予定価格と調査基準価格というのがそれぞれ200万円弱ぐらいの差であるということなんですけども、これ、参考までに台数が少なくなった、多くなればもう少し高くなるのかなという感じを受けるのですが、構造等いろいろ違うと思いますけれども、端的にこの差でいくともう少し開きがあるのかなと思ったんですけれども余り開かない理由ということが、何が挙げられるのかなというのをお聞かせいただければと思います。

○道工晴久議長 どうですか、答弁者。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

主な理由としましては、動力源の不足となるので、中学校ではトランスの補強、淡輪小学校はその増強とともにトランスを収納するボックスを取り替える状況となっております。いまして、その動力源の容量の状況で差が出てきているという状況でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対の方、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 賛成者、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今回も賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

中学校のときも申しましたけども、先ほどのいろいろな質疑の中で、学校の運営に影響が出ないように頑張るといことと、また、小学校にも空調設備がついて、これから小学生が快適な学習環境並びに学校生活を送れるということ、これをやはり岬町の小学校に来る、転入促進にも使っていただけるのではないかと、そういうようなことも期待しまして、もろ手を挙げて賛成ということできさせていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これにて討論を終わります。

これより、議案第65号「工事請負契約締結の件（淡輪小学校空調機設置工事）」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第2回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時25分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年10月27日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 奥 野 学

議 員 出 口 実